

(証券コード 7680)

令和4年7月14日

株主各位

札幌市中央区北五条西六丁目2番2号
札幌センタービル11階
株式会社軽自動車館
代表取締役社長 阿部章一

第24回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年7月28日(木曜日)午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 令和4年7月29日(金曜日) 午後3時
2. 場所 札幌市中央区北五条西六丁目2番2号 札幌センタービル11階 当社本社会議室
3. 会議の目的事項

報告事項

第24期(令和3年5月1日から令和4年4月30日まで)事業報告の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 第24期(令和3年5月1日から令和4年4月30日まで)計算書類承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第24期（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、ご承認をお願いするものであります。議案の内容は、後記「添付書類」15頁から23頁までに記載のとおりであります。

取締役会といたしましては、第24期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

当期は、当期純利益として12,049千円を計上することとなりますが、今後の事業拡大の投資資金を内部留保したいため誠に遺憾ながら当期の期末配当につきましては、無配とさせていただきたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しています。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 18 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
(新設)	

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位 および担当	所有する 当社の株式数
1	アベ ショウイチ 阿 部 章 一 (昭和38年12月12日)	平成 9年10月 アベ自動車販売設立 平成10年 5月 有限会社アベ自動車代表取締役 平成19年 4月 当社代表取締役社長 (現任)	48,500株
2	ミカミ ヒロフミ 三 上 裕 史 (昭和47年7月26日)	平成15年 4月 有限会社アベ自動車入社 平成18年 2月 当社札幌北店店長 平成19年 4月 当社取締役管理部長 (現任)	200株
3	コンドウ ミツル 近 藤 充 (昭和56年9月6日)	平成18年 3月 有限会社アベ自動車入社 平成20年 3月 当社苫小牧店店長 平成26年 6月 当社取締役 (現任)	200株
4	イナバ トシノリ 稲 場 俊 憲 (昭和49年12月30日)	平成18年 1月 有限会社アベ自動車入社 平成19年11月 同社厚別店店長 平成21年 1月 同社札幌本店店長 平成28年12月 当社取締役営業部長 令和 2年 5月 当社取締役仕入部長 令和 2年12月 当社取締役営業部長 (現任)	600株

(注) 1. 取締役候補者 阿部章一氏は当社の経営を支配している者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役2名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位	所有する 当社の株式数
1	福 田 仁 (昭和34年8月14日)	昭和59年4月 株式会社エムジー・コーポレーション入社 「月刊マイカー情報カッチャオ北海道版」編集長 平成18年11月 株式会社ハノハノ非常勤取締役(現任) 平成28年7月 当社監査役(現任)	—
2	植 木 保 教 (昭和28年1月25日)	昭和50年4月 留萌信用金庫入社。営業・融資業務等を担当 平成元年7月 三井住友海上火災保険株式会社入社 平成21年7月 同社金融法人部長就任 平成25年7月 UEKI ビジネスパートナーズ代表取締役(現任) 平成28年12月 当社監査役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 福田仁氏および植木保教氏は社外監査役候補者であります。
3. 福田仁氏は、長年にわたり自動車情報誌の編集長を務め、当社の属する自動車業界に関する豊富な経験と知識を有しております。また事業会社の取締役にも就任して経営に携わっていることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、同氏を社外監査役候補者とするものであります。
4. 植木保教氏は、信用金庫において融資業務を担当しており、企業の決算書から経営状態等を把握する豊富な経験と知識を有しております。また事業会社の代表取締役にも就任して経営に携わっていることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、同氏を社外監査役候補者とするものであります。

以 上

事業報告

（ 令和 3年5月 1日から
令和 4年4月 30日まで ）

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け
る中で、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。しかし、半導体の
供給不足及び原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続い
ております。

当社が属する自動車販売業界におきましても、令和3年9月以降は新車、中
古車とも販売台数が前年を下回り続けております。

このような状況のもと、当社におきましては、販売面では令和3年7月下旬
から8月にかけて緊急事態宣言が発出されたことや変異株ウイルスによる感
染症の再拡大に加えて他社との競合が激化したこと、さらに大雪による個人
消費活動の制限等により厳しい状況が続きましたが、3月以降はそれまでの
反動で既存店の販売台数が計画を上回り、加えて3月に新規出店した「札幌
清田店」も計画を大幅に上回ったことにより大きく持ち直しました。

費用面では、新規出店や整備工場の新設により人件費、賃借料及び減価償却
費等が増加、さらには1月から2月にかけての北海道内の記録的な豪雪によ
り除排雪費用が増加しております。

また、営業外収益には国から支給されたIT導入支援事業費補助金を補助金
収入として、また雇用調整助成金等を助成金収入として計上いたしました。

以上の結果、売上高は3,347,608千円（前期比15.7%増）、営業利益は
21,903千円（同20.1%減）、経常利益は19,861千円（同46.5%減）、当期純
利益は12,049千円（同53.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、77,407千円であります。

その主なものは、札幌東サービス工場の新設工事48,688千円、札幌清田店
オープンに伴う店舗改修工事15,198千円であります。

③ 資金調達の状況

札幌東サービス工場の新設工事資金として社債50,000千円を発行しており
ます。また、新店舗の設備資金及び在庫資金として125,000千円を金融機関よ
り調達しております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (平成 31 年 4 月期)	第 22 期 (令和 2 年 4 月期)	第 23 期 (令和 3 年 4 月期)	第 24 期 (当事業年度) (令和 4 年 4 月期)
売上高 (千円)	2,174,700	2,550,932	2,892,738	3,347,608
経常利益 (千円)	73,331	2,707	37,138	19,861
当期純利益 (千円)	47,678	127	25,876	12,049
1 株当たり 当期純利益 (円)	924.00	2.46	501.49	233.52
総資産 (千円)	766,593	958,696	1,146,654	1,350,527
純資産(千円)	161,779	161,906	187,783	199,832
1 株当たり 純資産額(円)	3,135.26	3,137.73	3,639.21	3,872.73

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社代表取締役社長の阿部章一氏は当社の親会社等であります。
親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

- イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
金融機関からの要請に応じて経営者より債務保証を受けておりますが、当該取引は経営者が会社のために行っているものであり、当社の利益を害することはないため、特段留意した事項はありません。なお、保証料については支払っておりません。
- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
上記イに記載のとおり、当該取引は当社の利益を害するものではないことから、取締役会は当該取引について承認しております。
- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

自動車全体における軽乗用車の保有比率はこの二十数年間上昇し続けており、中古軽自動車販売事業にとっては追い風となっておりますが、その一方で若年層の自動車離れや高齢者の運転免許返納が増えるなどの問題が影を落としております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式の模索が行われていることや、電気自動車への移行が急速に進む可能性など、当社が扱う軽自動車に対する消費者の姿勢にも変化が生じることも考えられます。

このような状況において当社は下記の各項目を重要課題として取り組んでおります。

① 新規店舗の出店

新規店舗出店による成長戦略により、道内及び国内での販売シェアを拡大していく方針であります。引き続き道内に新規店舗の出店を行うことを検討しておりますが、道外への出店も行っていきたいと考えております。

道外に出店する場合にも現在のビジネスモデルが通用する降雪エリアにおける出店を優先的な出店候補地として選定してまいりますが、良好な環境の候補地が見つかった場合には降雪エリア以外への出店も考えております。

② 既存店の収益向上

既存店の収益向上を図るため車両販売以外の売上高、すなわち付属品販売、ローン手数料収入及び保険代理店収入の拡大、札幌東店に新設した整備工場のフル稼働による整備売上の増大などによる利益の底上げに取り組んでまいります。

③ 仕入先の多様化

当社の仕入に関しては、現状そのほとんどをオートオークション会場から調達しております。今後新規出店により店舗数が増えてきた場合、オートオークションによる仕入のみに依存すると仕入単価が上昇し、必要な車両を適正な価格で仕入れることが困難となる可能性があります。

そのような事態に備えるために、オートオークション以外に下取りまたは買取りによる仕入を強化していく必要があると考えております。出店計画にあわせて仕入強化に対する投資も検討してまいります。

④ 広告戦略の多様化

これまで、当社キャラクター『軽自動車マン』を使用したテレビCMによるイメージ広告を中心に宣伝広告を行ってまいりましたが、現状はウェブ広告に重心を置いた広告に移行しつつあります。今後はそれらの最適なバランスを模索していく必要があると考えております。

⑤ 人材育成

顧客満足度を高めブランドを構築するためには、人材育成が不可欠であります。在庫商品に関する知識、ローンや保険に関する知識、コミュニケーション能力など営業を行う上で重要なスキルを身につけるべく、社内外の研修を受講するほかOJTによる社員教育などを計画的に実施する方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和4年4月30日現在）

当社は、軽自動車専門の中古車販売を主な事業としております。

(6) 主要な事業所（令和4年4月30日現在）

本社	札幌市中央区北五条西六丁目2番2号 札幌センタービル11階
札幌本店	札幌市北区屯田十条三丁目7番2号
新さっぽろ店	札幌市厚別区厚別中央二条三丁目8番13号
札幌東店	札幌市東区東雁来二条一丁目1番24号
札幌南店	札幌市南区川沿十二条一丁目1番90号
札幌清田店	札幌市清田区真栄四条五丁目19-10
いわみざわ店	岩見沢市十条西二十丁目1番地1
北見店	北見市小泉498番地1
旭川店	旭川市忠和四条八丁目1番12号
函館店	函館市西桔梗町515番10
苫小牧店	苫小牧市新開町四丁目7番地18
帯広店	帯広市西五条南三十一丁目3番地11
釧路店	釧路市豊川町19番地16号
せんだい店	仙台市泉区上谷刈二丁目5番地5

(7) 使用人の状況（令和4年4月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68(32)名	11名増(8名増)	39.8歳	3.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和4年4月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社北洋銀行	418,481千円
株式会社日本政策金融公庫	158,000千円
株式会社北陸銀行	50,000千円
株式会社秋田銀行	50,000千円
株式会社りそな銀行	50,000千円
株式会社商工組合中央金庫	20,000千円

2. 株式の状況（令和4年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 160,000 株
- (2) 発行済株式の総数 51,600 株
- (3) 株主数 9 名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
阿 部 章 一	48,500 株	93.99%
従 業 員 持 株 会	1,400 株	2.71%
稲 場 俊 憲	600 株	1.16%
三 上 裕 史	200 株	0.39%
海 馬 英 明	200 株	0.39%
近 藤 充	200 株	0.39%
船 水 和 人	200 株	0.39%
佐 藤 利 彌	200 株	0.39%
株式会社インサイト	100 株	0.19%

(注) 1. 自己株式は保有しておりません。

2. 持株比率は発行済株式の総数により算出しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（令和4年4月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	阿 部 章 一	
取 締 役	三 上 裕 史	管理部長
取 締 役	近 藤 充	
取 締 役	稲 場 俊 憲	営業部長
常 勤 監 査 役	福 田 仁	
監 査 役	植 木 保 教	(株)UEKI ビジネスパートナーズ代表取締役

(注) 監査役福田仁及び植木保教は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (-)	38,049千円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (2名)	3,600千円 (3,600千円)
合 計 (うち社外役員)	6名 (2名)	41,649千円 (3,600千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成30年7月24日開催の第20回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。第20回定時株主総会終結時点における取締役の員数は5名です。
2. 監査役の報酬限度額は、平成30年7月24日開催の第20回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。第20回定時株主総会終結時点における監査役の員数は2名（うち社外監査役2名）です。
3. 報酬等の種類は基本報酬のみで、業績連動報酬及び非金銭報酬はありません。
4. 取締役の個人別の報酬等の決定について、令和3年7月29日開催の取締役会にて代表取締役 阿部章一氏に取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨の決議をしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役植木保教氏は、株式会社UEKI ビジネスパートナーズの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主要な活動の状況

氏名	地位	主な活動状況
福田 仁	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会 14 回のすべてに出席、また監査役協議会 12 回のすべてに出席し、主に自動車業界における豊富な経験・知識と事業会社での取締役としての経験に基づいて客観的かつ独立的な立場から必要な発言を行っております。
植木保教	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会 14 回のすべてに出席、また監査役協議会 12 回のすべてに出席し、主に経営者としての豊富な経験・知識に基づいて客観的かつ独立的な立場から必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査役との間で、会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令に定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、顧客満足度の向上を通じて社会貢献を行うことを念頭においた企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者はじめ全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理遵守の企業活動を行います。

監査役及び内部監査部門は連携し、「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」に定める方法により、本部及び店舗の所管する業務について、そのコンプライアンス管理の実行状況を監査します。また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報制度規程」を制定しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存することとしておりますので、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 代表取締役が直轄する内部監査担当が定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれがないか検証し、その結果を代表取締役に報告します。

- (ii) 定期的または臨時に開催する取締役会において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の職務分掌及び職務権限規程等を定めております。
 - (ii) 取締役会は、中期経営計画を策定し、取締役はこれに基づき作成される単年度計画にしたがって各業務を執行します。
 - (iii) 取締役会は原則毎月開催し、経営上の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行います。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には、現在親会社及び子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はありません。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名します。
 - (ii) 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けないものとしております。
- ⑦ 取締役及び監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項
 - (i) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告し、必要な情報提供を行います。
 - (ii) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び重大な法令・定款違反等を発見した場合、直ちに監査役に報告します。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査役は、代表取締役と定期的に面談を行い、監査上の重要事項について報告、意見交換を行います。
 - (ii) 監査役は、取締役会のほか必要に応じて各種会議に出席します。
 - (iii) 監査役は、監査法人と定期的に情報交換を行い、また必要に応じて報告を求めることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査担当がモニタリングし、不備があった場合には改善指示を行うとともに改善状況の確認を行っております。

② 法令順守体制について

当社は使用人に対してコンプライアンスに関する研修や会議体での説明を行う

ことにより法令遵守に係る意識を高める取組みを継続的に行っております。また法令違反防止及び対策規程、反社会的勢力対策規程などの規定を整備・運用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、各部長が構成員であるリスク管理委員会を設置しており、四半期毎に当該委員会を開催してリスク情報の洗出し及び評価を行っております。

リスク管理委員会が必要と判断した場合は取締役会に報告を行い、情報の共有及び周知を図っております。

④ 監査役の監査

監査役は、監査計画を策定し、当該計画にしたがって取締役の業務執行の状況を監督し、内部統制の整備・運用状況の監査を行っております。

また、必要に応じて財産の実査を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和4年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	971,762	流動負債	662,732
現金及び預金	49,953	買掛金	110,255
売掛金	89,992	短期借入金	370,000
商品	793,091	1年内返済予定の長期借入金	60,764
貯蔵品	358	リース債務	7,235
前払費用	18,943	未払金	10,156
その他	19,424	未払費用	37,215
		未払法人税等	987
		前受金	33,636
		賞与引当金	16,475
		その他	16,006
固定資産	378,765	固定負債	487,962
有形固定資産	305,085	社債	130,000
建物	113,015	長期借入金	315,717
構築物	30,844	リース債務	13,281
機械装置	20,041	長期未払金	2,870
車両運搬具	1,726	退職給付引当金	13,174
工具、器具及び備品	18,695	資産除去債務	12,919
土地	120,761		
無形固定資産	2,097	負債合計	1,150,694
ソフトウェア	2,097	純資産の部	
投資その他の資産	71,582	株主資本	199,832
出資金	20	資本金	44,012
敷金及び保証金	51,073	利益剰余金	155,820
長期前払費用	5,338	その他利益剰余金	155,820
繰延税金資産	13,657	繰越利益剰余金	155,820
その他	1,493	純資産合計	199,832
資産合計	1,350,527	負債及び純資産合計	1,350,527

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 令和3年5月1日から
令和4年4月30日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,347,608
売上原価		2,623,348
売上総利益		724,260
販売費及び一般管理費		702,356
営業利益		21,903
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
還付金収入	5,852	
補助金収入	1,529	
助成金収入	862	
その他	1,478	9,723
営業外費用		
支払利息	8,444	
社債利息	433	
支払保証料	1,560	
その他	1,325	11,764
経常利益		19,861
特別損失		
減損損失	1,614	1,614
税引前当期純利益		18,247
法人税、住民税及び事業税	6,896	
法人税等調整額	△ 698	6,198
当期純利益		12,049

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 令和3年5月1日から
令和4年4月30日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	44,012	143,771	143,771	187,783	187,783
当期変動額					
当期純利益		12,049	12,049	12,049	12,049
当期変動額合計	—	12,049	12,049	12,049	12,049
当期末残高	44,012	155,820	155,820	199,832	199,832

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品

個別法による原価法

なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

- ・平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。
- ・平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。

建物以外

- ・平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。
- ・平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。
- ・平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～34年

構築物 4年～20年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は自動車販売事業を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。車両の販売については、車両を登録した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 令和元年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 100,571 千円

(2) 担保に供している資産

建	物	29,852 千円	
構	築	物	1,279
土	地	<u>120,761</u>	
	計	151,893 千円	

(上記に対応する債務)

1 年内返済予定の長期借入金	27,504 千円
長期借入金	<u>43,366</u>
計	70,870 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日の発行済株式の総数 51,600 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,637千円
未払社会保険料	845 //
未払事業所税	834 //
退職給付引当金	4,508 //
長期未払金	982 //
資産除去債務	4,421 //
その他	811 //
繰延税金資産合計	<u>18,040千円</u>
繰延税金負債	
未収還付事業税	35千円
資産除去債務	4,347 //
未収還付事業税	<u>4,382千円</u>
繰延税金資産純額	<u>13,657千円</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の状況に関する事項

主に中古軽自動車の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、当該売掛金の回収を条件として商品を引渡すため顧客の信用リスクは極めて低いものと考えております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。資金調達に係る流動性リスクについては、月次ベースで資金繰り計画表を作成し、適時に更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債	130,000	130,000	—
(2) 長期借入金(*1)	376,481	371,361	△5,119
負債計	506,481	501,361	△5,119

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*2) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「前受金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	49,953	—	—	—
売掛金	89,992	—	—	—
合計	139,945	—	—	—

(注2) 社債、借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	370,000	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	80,000	50,000
長期借入金	60,764	63,914	47,674	63,500	63,744	76,885
合計	430,764	63,914	47,674	63,500	143,744	126,885

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場

において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	阿部章一	当社代表取締役	（被所有） 直接 93.99	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注)	454,481	—	—

(注) 当社の借入に対して代表取締役阿部章一より債務保証を受けており、取引金額は当事業年度末の債務被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っていません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,872円73銭

(2) 1株当たり当期純利益 233円52銭

監査役の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、令和3年5月1日から令和4年4月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものとして認めます。

令和4年6月23日

株式会社軽自動車館

常勤監査役 福 田 仁 印

社外監査役 植 木 保 教 印

以上

以上